

Web通帳(定期預金)規定

「Web通帳(定期預金)」につきましては、定期預金共通規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定および<ナント>ダイレクト利用規定等の当行が定めた各規定(以下、「関連規定」といいます。)によるほか、次の規定(以下、「本規定」といいます。)によりお取扱いいたします。なお、関連規定と本規定で相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. 預金の預入れ

- (1)この預金の預入方法は、<ナント>ダイレクト(以下、ダイレクトといいます。)によるお客さまのサービス利用口座からの振替えに限ります。当行本支店の窓口では取扱いません。
- (2)この預金の預入額は、当行所定の金額以上、当行所定の金額以下とします。
- (3)この預金の預入期間は、当行所定の期間に限ります。

2. 預金の解約

- (1)この預金を解約するときは、ダイレクトのほか当行所定の方法により申出てください。当行は、解約元利息をお客さまの指定するダイレクトのサービス利用口座へ入金することにより払戻します。当行本支店の窓口では取扱いません。
- (2)この預金の解約時に指定口座および普通預金口座が解約済みの場合は、当行所定の手続きにより、お客さまが指定する当行本支店および当行以外の金融機関への振込みにより、解約元利息を払戻すこととします。この場合、振込手数料は、解約元利息から差引くものとします。

3. 無通帳

- (1)この預金は通帳、証書および取引照合表を発行しません。
- (2)この預金への預金額、約定利率、預入期間および満期日等の取引明細等は、ダイレクトにてご確認ください。
- (3)当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合、相殺の通知は、書面に届出印を押印して提出してください。

4. 総合口座取引

- (1)この預金は、総合口座として利用することができません。

5. 規定の変更等

- (1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上